

## 会 議 事 録

1 会議名	第5回長岡市入札監視委員会
2 開催日時	令和8年2月5日（木曜日） 午後3時30分から午後5時20分
3 開催場所	アオーレ長岡西棟3階 第1、第2協働ルーム
4 出席者名	(委員) 細貝委員長 山下副委員長 加瀬委員 村越委員 (五十音順)  (事務局) 大野財務部長 小見工事検査監 契約検査課 諏佐課長 桜井工事監理担当課長 佐藤課長補佐 大平係長 於島主査 木村主査 須佐主事
5 欠席者名	茂澤委員
6 議題	(1) 入札・契約案件の個別審査について (2) 最低制限価格同額入札案件について
7 審議結果の概要	(1) 入札・契約案件の個別審査について 資料No.1について説明  (2) 最低制限価格同額入札案件について 資料No.2について説明
8 審議の内容	

委員	<p>(1) 入札・契約案件の個別審査について 資料No.1 「個別審査案件一覧」資料 No.1</p> <p>今回から審査対象を委員が資料を基に抽出することになった。案件一覧表には、「予定価格が高額、高落札率、参加者が多い、再入札、不落随契、入札不調、くじ引き、予定価格超過」等色々な特徴が書かれているので、その中から「予定価格高額、高落札率、不落かつ随意契約、くじ引き」という視点を重視して選んだ。</p>
委員	<p><b>個別審査案件① 1018483 7道整S関第4号</b> 〈質疑応答〉</p> <p>1番から5番の業者については4,000万円台で4,100万円を切っていて非常に僅差。積算技術が高まって僅差となるとは聞いているが、このくらいの金額範囲になる理由として思い当たることはあるか。</p>
事務局	<p>本工事は簡単にいうと井戸掘り工事。地下水をポンプでくみ上げるためにポンプを設置する電気設備等の工事も含まれており、業者見積を参考に積算している。各業者も同様に積算を行っているため、この価格帯は業者が利益を確保してできる金額だと思われる。</p>
委員	<p>ポンプ会社の見積は、この地域で3者くらいから取っているのか。地域によっては、1者しか取れないこともあるので、複数者から見積が取れるか状況を確認したい。</p>
事務局	<p>長岡地域は消雪パイプの工事が多数あり、ポンプの需要があるため、複数の業者からの見積が可能なので複数者から見積をとっている。</p>
委員	<p><b>個別審査案件② 1018484 7道整補第7号</b> 〈質疑応答〉</p> <p>橋りょう下部工事なので橋の基礎部分の工事発注と思われるが、当然上部工事が今後あるかと思われるが、工種は別になるのか。</p>
事務局	<p>工種はどちらも土木一式。下部を完成させた後に上部の発注をするのが通例となっている。</p>
委員	<p>5者が最低制限価格と同額で応札してきたということは比較的積算しやすい工事ということか。</p>

事務局	そのとおり。
委員	応札業者は全て単体か。
事務局	特定共同企業体を組むことも可能だったが、応札者は一者で施工可能だと判断したため、いずれも単体での応札となった。
委員	最低制限価格そのものは公表していないのか。
事務局	落札者決定後の公表となるため、入札時には非公表となっている。入札後に最低制限価格と予定価格を公表している。
委員	最低制限価格が分からないのであれば、100円、200円と少し引いて出してみようとする業者はいないか。
事務局	落札できる可能性が高いのは最低制限価格と同額。それよりも高いと落札できる可能性が下がるため、皆、最低制限価格と同額を狙ってきていると思われる。
委員	最低制限価格は公表されていないので入札時は分からない。最低制限価格と同額の額から500円くらい下げるといった落札額を調整することはないのか。
事務局	最低制限価格は10,000円未満切り上げのため、若干の調整をしたとしても端数処理の関係で影響がないことが考えられる。
委員	同額の5者は、くじになることを予想して応札しているのか。
事務局	くじを望んでいるわけではないが、落札するために最低制限価格と同額を目指して入札し、その結果が5者、同額で揃ったということ。
委員	<p><b>個別審査案件③ 1018498 建浄第10号</b></p> <p><b>〈質疑応答〉</b></p> <p>案件②の土木一式工事は、業者が単独で積算できて、最低制限価格と同額になりやすいが、案件①、③のようにポンプや機械が入ると、</p>

	見積りで差ができるため積算金額にばらつきが出やすいのか。
事務局	そのとおり。
委員	機械の購入と建設も込みの金額か。
事務局	そのとおり、機器を購入して設置する一式の工事。
委員	指定のメーカーが設置しやすい等あるのか。
事務局	設計の中で、一定の要件を満たすというように仕様が示されている。
委員	積算を出すにあたってその機械の購入に金額の交渉の余地があるのか。それとも価格変動等を踏まえた入札価格なのか。
事務局	入札業者はメーカーとの取引状況等で差が出ることはあり得る。
委員	冬の除雪等、入札時と条件が変わる際に落札業者に補填等あるのか。
事務局	大雪等で工事に支障があれば工事期間の延長もあり得る。ただ、本件の機械設備ではあまり影響はないと思われる。
委員	インフラなので、安ければいいというものではなく、長期に渡って使用するので大事なことかと思う。
	<b>個別審査案件④ 1018525 7 継公処補中第2号</b> <b>〈質疑応答〉</b>
委員	(株) トウヨウ 1 者の応札だが、入札時は 1 者応札だとは分からないという理解でよいか。
事務局	そのとおり。
委員	機械設備工事は業者が比較的高い値段で入札し、なかなか落札しないと聞いている。電気設備工事も比較的高い金額で入札し、なかなか落札しないのか、傾向を教えてもらいたい。

事務局	今回のように予定価格を超過するものも一定数あるが、この後出てくる案件では低すぎる案件もあり、ばらつきがある。
委員	一者も応札しなかったらどうなるのか。
事務局	一者も応札しなかった場合は取り止めになり、諸条件を見直してもう一度やり直すということを繰り返す。2回目やってダメなら随意契約を検討することもある。
委員	ダメだった理由も確認して再度入札を行うのか。
事務局	今回のような一般競争は辞退理由が分からないため、市の方で条件を再度検討するということはあるが、いずれにしる入札のやり直しをする。
委員	工事成績の平均75.0点以上はどのくらいの数値なのか。
事務局	電気工事の「75.0点以上」は成績の平均より少し低いくらい。これより低いと工事成績が悪かったことになる。こういった業者は入札に参加できないようにしている。
	<b>個別審査案件⑤ 1018354、1018479 観事工第3号</b> <b>〈質疑応答〉</b>
委員	この案件は元々予備としてあった古いポンプを設置し、予備を新たに購入するという事。予備にあったポンプのメーカーでなくても業者は工事ができるのか。すでにあるポンプのメーカーはどこか関係なく指名業者を選んでいるのか。技術的にも問題ないのか。
事務局	揚湯ポンプについて、仕様書を満たすメーカーは実質1者しかない。ポンプはそれぞれの業者とメーカーの取引によって価格差が出てくる。通常の消雪パイプのポンプであれば複数のメーカーがあるが、こちらの案件は1メーカーだけである。
委員	そうすると、業者はこの仕様書だとどこのメーカーか分かるということか。

事務局	そのとおり。
委員	最近の入札でこれほど低価格での入札はなく、気になる。なぜ、全社揃って 50%台や 60%台で入札したのかは原因があるのか。時期的なものか。
事務局	各業者がメーカーとどのような取引をしているかは、なかなか把握できない。市が予定価格を定めるに当たっては見積を参考に金額設定をしているが、応札した会社はもっと安価に機器を調達できたかもしれない。
委員	1 回目の入札業者はポンプの見積金額が低かったが、2 回目の入札はそれなりに適切な価格で入札している。ここまで金額が変わることに疑問に思う。
事務局	推測は難しいが、1 回目の入札はいずれの会社も下限価格未満で取止めと公表されているので、その情報を見た中で 2 回目の応札会社は低すぎると無効になると思ったのかもしれない。
委員	1 回目の入札で 5 者辞退。2 回目の入札で情報が流れているということはないか。
事務局	そこは全く推測できない。
委員	2 回目の業者は全く別の業者を選ぶのか。
事務局	そのとおり。辞退した業者は 2 回目には選定せず、応札した 5 者も下限価格未満なので、10 者全てを入れ替えた。
委員	元々の仕様を満たす工事が 700 万円台でできるなら、やらせてみようかというような入札の例外ルールはないのか。
事務局	そもそもの最低制限価格制度が、業者の利益を削ってまで入札させるわけにはいかないという趣旨である。安ければ市の財政負担は軽くなるが、そのような理由で契約相手とすることはできない。

委員	そこは一定の範囲内で一番努力した人ということが入札の趣旨だと思うが、せっかく指名されたのに 1 回目も 2 回目も半分が辞退している。これはどう評価しているか。
事務局	技術者の配置ができないとか、作業員が確保できないが理由として多い。
	<b>個別審査案件⑥ 1018438 7 道改第 1 号</b> <b>〈質疑応答〉</b>
委員	1～3 番までは最低制限価格と同額で、4～6 番までは予定価格と同額なのはどういうことか。
事務局	最低制限価格と同額は想定できるが、なぜ予定価格と同額かは予想しづらいところがあるが、入札には参加するが積極的に受注するつもりはないとか、辞退するよりは参加だけはしておこうなどの意図が考えられる。
委員	くじにより決定した（株）北澤工業は審査案件②のくじ引きで落札した会社と同じか。
事務局	同じである。
委員	これは発注時期も工事も違うので問題ないのか。
事務局	問題ない。
委員	最低制限価格の率は公表されているのか。
事務局	計算式があり、この経費に対して何%というように公表されている。同額で入札したということは内訳も含めてきっちり積算できたと考えられる。
委員	8 番 9 番をみると、あえて 104%になる数字を入れてみたり、90%台の数字を入れてみたり、これは計算した上で手を挙げておこうと、そういうことか。

事務局	推測でしか言えないが、単純な計算誤りや勘違いなどがあるかもしれない。業者が持っている積算システムも完璧ではない。
委員	指名競争入札は辞退するよりもとりあえず入札しておこうというようなことを思わせる何かがあるのか。
事務局	制度としては辞退をしたからペナルティになるようなものはない。せっかく指名を受けたから入札しておこうというものはあるかもしれない。以前は辞退はあまりなかったようだ。
	<b>個別審査案件⑦ 1018364、1018494 教保工第221号</b> <b>〈質疑応答〉</b>
委員	このけさじろ保育園は築何年の建物か。
事務局	平成2年建築で築35年の建物である。
委員	1回目と2回目の入札の傾向をみると1回目は塗装の会社が多く、2回目は一般的な建設会社だが、ここはどう見たらいいのか。塗装会社がやらないような仕事を建設会社がやるということは、塗装の前の段階の工事をしっかりやれるのか、見立てとしてはいかがか。
委員	1回目の入札と2回目の入札では条件は相当変えていないか。
事務局	指名競争のやり直しをするときは、予定価格は同額で設計変更はしていない。指名する会社は防水工事の登録がある会社。1回目の入札では比較的その主力の事業者としたが、結果が取止めになり、2回目は1回目の業者を除いた総合建設業を含む会社を選んだ結果こうなった。
委員	防水とか塗装に関しては下請けが大勢いるということか。その分元請けじゃないと工事ができないということもありうるのか。
事務局	元請け下請けの関係はこの入札の中ではまだないが、防水・塗装工事ができる会社が参加しているので、下請けで入ったとしても当然対応できる。
委員	塗装系の会社だけだと、他にお願いする仕事が多すぎて高止まりに

	<p>なり、建設系だと防水も解体も補修も自社でできるので値が下げられるのではないか。</p> <p>推測だが、防水は20年で1回やらないといけないので、今回は2回目だと思われる。</p>
委員	<p>今の指摘を踏まえると、防水の工事の発注をする時に既存の防水シートをはがして再度防水すると、そこまで公表しているのか。</p>
事務局	<p>工事の内容は設計書や図面で示されている。</p>
委員	<p>そもそも設計の価格が間違っていたということはないか。</p> <p>何が公正かと言うときに、出来上がってできた結果の公正さもあると思うが、設計がきちんとした前提に立っていないと。</p>
事務局	<p>屋根の工事も色々あり、剥がして工事をする場合と、カバー工法とあって既存のものにカバーをかける場合がある。それによって値段が違ってばらつきが出てくる。塗装以外の建築工事が出てくる可能性もある。</p>
委員	<p>設計段階でカバー工法か張替かと言うのは決まっているはず。これは普通の入札なので決まっているはずではないか。</p>
事務局	<p>決まっている。防水も特殊な部分があって、公共積算のみでは積算ができない部分があるので参考見積を取って設計額を決めている。何等かの入札参加者とのずれがあって、考え方の違いがあるかもしれないが、市はしっかりと根拠をもって設計額を積算している。</p>
委員	<p>指名業者を選定する時点で、防水だけでなく補修が必要な工事でその部分は塗装業者の場合は外注しないとできないが、総合建設業だと自分たちでできるということになった時に、塗装業者だけ10者選んだのはなぜか。配慮はなかったのかと素人ながら気になる。</p> <p>指名業者の選び方と工事の内容は齟齬がなかったのか。</p>
事務局	<p>塗装会社であっても防水業も登録しているところはある。それらを踏まえて10者を選んだ。実際、(株)大川防水工業も入っているがそれでも金額が高かった。なぜここまで高かったかは分析しきれないが、</p>

	<p>今後の設計精査にも参考にすべきことかもしれない。</p>
委員	<p><b>個別審査案件⑧ 1018538 7 浸水単東第3号</b>  <b>〈質疑応答〉</b>          浸水対策下水道工事について、最近道路の陥没が全国ニュースになっているが、工事場所は何か基準があって決めているのか。危険性とかはどのように情報として拾っているのか。</p>
事務局	<p>下水道は汚水と雨水の処理と2通りある。          これは雨水の工事であり、市街地に降った雨水を河川に導くための排水路工事になる。地下埋設工事ではなく、いろいろな調査により発生した雨水が順調に河川に行かないだろうという場所に排水路を整備する。最近よくある道路の陥没は地下埋設されている管が腐食により土砂が流れ込み道路が陥没するもの。長岡にもそういった下水道管があるが老朽化したものについては基準に基づき調査を行っている。</p>
委員	<p><b>個別審査案件⑨ 1018316、1018431、1018512、1018532</b>  <b>教中工第237号</b>  <b>〈質疑応答〉</b>          1回目の入札が新日工業（株）のみ参加して取止めになり、同社は2回目の入札に参加しているが、この場合2回目の入札に参加できるのか。</p>
事務局	<p>1回目の入札は1者応札で取止めになったが、参加意欲があるため2回目にもこの業者を残して14者を入れ替え指名した。</p>
委員	<p>1回目の入札に（株）長岡総合設備が辞退しているが、2回目の随意契約の相手がこの会社になっている。1回目の入札で辞退をしても随意契約に参加できる資格はあるということか。</p>
事務局	<p>2回目の入札には指名せず参加資格はなかったが、次の随意契約の見積合わせが成立しなかったことを踏まえ、当初の入札から日数も経過しており時期が違えば入札の可能性があるので、再度実績のある（株）長岡総合設備に見積依頼をした結果、最終的に決まったということ。</p>
委員	<p>そうすると1回目と2回目の入札の辞退をした28社も随意契約の対</p>

	象にはなりうるということか。
事務局	そのとおり。
委員	1回目と2回目の随意契約の差は15万円しかなくて、1回目の時に金額の協議はしなかったのか。
事務局	1回目の見積書を提出時に予定価格を上回ったが、これ以上金額を下げられないということで取止めとなった。
委員	1回目と2回目の入札は条件を変えていないか。
事務局	条件は変えていない。
委員	随意契約の2回目の協議相手に、1回目の入札で辞退した会社があるということはよくあることか。
事務局	極めて少ない事案である。
	<b>個別審査案件⑩ 1018523 環事寿工第3号</b>
	〈質疑応答〉
委員	審査案件①～⑨は公告や指名通知から2週間で開札という日程になっているが、これは見積依頼から見積合わせまで18日間になっているのは特殊な工事だからか。
事務局	基本的に同じだが、市外の業者なので予定等も考慮し、見積合わせの日を調整した。
委員	今回の抽出は割と特殊な案件が多かったのが良かった。先ほどの防水の案件では1回目は塗装会社が多く、2回目に建設会社が多かったのは何か理由があると思うので、指名業者をどこにするかは検討の余地があるように思う。検討いただきたい。
	<b>(2) 最低制限価格同額入札案件について</b> (意見、質疑応答)

<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>なし</p> <p><b>全体を通して</b> (意見、質疑応答)</p> <p>先ほどの「栃尾最終処分場塩蒸発乾燥装置等更新工事」は、この会社しかないという 1 者随意契約だが、他にもこの工事ができる会社がないかという情報収集と、県内の業者にも努力していただいて、このようなところと共同の作業ができるようになってほしい。入札にもならず見積金額の比較もできないので、この会社しかないという考え方は少し不満。</p> <p>当然、原則は競争入札だが、この件はゴミ処分場の設備で特に特殊な設備の工事。建設時代に携わった業者や系列会社、子会社しか扱えない。一般の機械会社では仕入れられないのでやむを得ず随意契約をした。これと似たような工事で、エレベーターなども他のメーカーに修理してもらうことが不可能。部品がそこしか手に入らないのでメーカーに直結した業者に依頼するのはやむを得ないこと。</p>
<p>9 会議資料</p>	<p>別添のとおり</p>